

えちご・ものづくりダイバーシティ・コンソーシアム準備委員会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は「えちご・ものづくりダイバーシティ・コンソーシアム準備委員会（英文名：Preparatory Committee for Echigo Manufacturing Industry Consortium for Diversity、以下「準備委員会」という。）」とする。

(目的)

第2条 「えちご・ものづくりダイバーシティ・コンソーシアム(英文名:Echigo Manufacturing Industry Consortium for Diversity)」は、新潟県内の工業、工学・デザイン系及び流通など関連業界において、多様な属性をもつ構成員が能力を発揮し生き生きと働けるダイバーシティ職場環境を実現し波及させること及び、人材育成を図ることにより、労働力を確保し、産業を活性化させることを目指す。準備委員会は、コンソーシアムを設立するための諸準備や必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 準備委員会は、前項の目的を達成するため、次の事業を実施するための準備及び、次の事業を行う。

- (1) ダイバーシティ職場環境の実現・波及及び、人材育成のために必要な事業
- (2) ダイバーシティ職場環境の実現・波及及び、人材育成の促進に必要な取組の検討、推進、情報の収集及び発信、普及並びに啓発
- (3) その他コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

第2章 役員

(役員)

第4条 準備委員会は、役員として、会長1名、副会長若干名を置く。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在時にはその会務を代行する。

3 会長及び副会長は、準備委員会設立時を除き、総会の決議により決定する。

(任期)

第6条 役員任期は、原則として1年とする。ただし、再任を妨げない。

(報酬)

第7条 役員はいずれも無報酬とする。

第3章 会員

(会員)

第8条 準備委員会の会員は、準備委員会及びコンソーシアムの目的並びに事業に賛同する法人又はその他の団体とする。

(入会)

第9条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、準備委員会による承認を得るものとする。

(会費)

第10条 準備委員会は、原則として会費を徴収しないものとする。ただし、会費を徴収する必要性が生じた場合は、総会の承認を経て運営委員会がこれを定めることができるものとする。

2 準備委員会が実施する事業の収支については、総会において、運営委員会により会計報告を行うものとする。

(退会)

第11条 会員は、会員の意思により任意に退会することができる。ただし、退会に際しては会長に届けなければならない。

2 会員が解散又は破産したときは、退会したものみなす。ただし、会員である法人が、吸収、合併等による事由で解散する場合において会員が望む場合は、その権利及び義務は新法人に継承される。

3 会長は、本規約を遵守しないとき、準備委員会の名誉若しくは信頼を棄損する行為があったとき又は次の各号の一に該当すると認められるときは、当該会員を退会させることができる。

一 法人等（個人又は法人その他の団体）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(オブザーバー)

第12条 準備委員会は、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、その参加が準備委員会の活動に有意義であると会長が認めた法人又はその他の団体、個人とする。

第4章 組織

(総会)

第13条 準備委員会は、その運営に関する意思決定機関として総会を置く。

2 総会は、会員をもって構成し、年1回程度開催するほか、会長が必要と認めた時に開催することとし、必要に応じて、書面、リモート会議システム又は電子メールによる開催とすることができる。

3 総会は、準備委員会及びコンソーシアムの事業、並びに運営の基本的事項について審議し、決定する。

4 総会は、会員の過半数の出席（代理出席、委任状を含む。）をもって成立する。

5 総会の議事は、出席者（代理出席、委任状を含む。）の過半数の同意をもって決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

6 総会は、会長が招集し、議長を務める。

(運営委員会)

- 第14条 準備委員会は、執行機関として運営委員会を置く。
- 2 運営委員会は、会長が指名する運営委員により構成される。
 - 3 運営委員の任期は、原則として1年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 運営委員は、自らの任期中においては、会長が承認した場合のみ他の者に運営委員の職を譲ることができる。ただし、新たに任命される委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 運営委員会は、コンソーシアム全体の事業、次条に定めるワーキング・グループの設置等コンソーシアムの運営に関する重要事項を審議し、決定する。
 - 6 運営委員会は、必要に応じて書面、リモート会議システム又は電子メールにより開催することができる。
 - 7 運営委員会は、委員の過半数の出席（代理出席、委任状を含む。）をもって成立する。
 - 8 運営委員会の議事は、出席運営委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 9 議長は、必要があると認めるときは、運営委員会に委員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキング・グループ)

- 第15条 運営委員会は第3条の事業を行うため、必要に応じてワーキング・グループを設置することができる。
- 2 ワーキング・グループは、その活動の円滑な推進を図るため、活動方針等を定め、その進捗状況を運営委員会の求めに応じて報告する。

(事務局)

- 第16条 準備委員会に事務局を置き、準備委員会の運営に必要な事務を行う。なお、必要に応じ、委託する事業者はその業務の一部を行わせることができる。

第5章 補則

(規約の変更)

- 第17条 本規約は、総会の決議により改正することができる。

(解散)

- 第18条 準備委員会は、総会の決議により解散することができる。

(その他)

- 第19条 この規約に定めるもののほか準備委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会において定める。

附 則

- 1 この規約は、準備委員会の設立日である令和4年4月1日から施行する。
- 2 準備委員会の設立時における当該規約は、準備委員会設立までに入会する全ての法人その他の団体の承諾をもって、総会で決議されたものとみなす。
- 3 準備委員会の設立時における会長は、国立大学法人長岡技術科学大学に事務局を置く期間においては、国立大学法人長岡技術科学大学長をもって充てる。
- 4 準備委員会事務局を国立大学法人長岡技術科学大学に置く期間は、令和7年3月31日までとする。ただし、それ以前に、準備委員会が独自の事務局を開設した場合には、その時点で事務局を移行する。
- 5 準備委員会の設立時における運営委員は、会長が指名する。